

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する介護医療院サービス提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 全眞会
法人所在地	山口県萩市大字山田字西沖田4807番3
法人種別	医療法人
代表者氏名	中村 丘

2 ご利用施設

施設の名称	全眞会病院介護医療院
事業所番号	35B0400023
施設の所在地	山口県萩市大字山田字西沖田4807番3
管理者名	中村 勝昭
電話番号	0838 - 22 - 4106
ファックス番号	0838 - 22 - 3788

3 介護医療院とは

「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として、平成30年4月に創設された介護保険施設です。日常的な医学管理やターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。したがって、入所者の生活様式に配慮し、長期療養を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重や家族や地域住民との交流が可能となる環境や、経管栄養や喀痰吸引等を中心とした日常的・持続的な医学管理や充実したターミナルケア体制が求められています。

4 施設の目的と運営の方針

家庭的な和みを感じてもらえる心暖まる病院を作るという方針のもと、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並び日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものと

する。

5 施設の概要

介護医療院施設

敷 地		4, 534. 2 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）
	延べ床面積	3, 815. 89 m ²
	利 用 定 員	54名（I型）

(1) 療 養 室

病室の種類	室 数
1人部屋	10 室
4人部屋	11 室

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1人当たりの面積
食堂兼談話室 レクリエーションルーム	1	58. 92 m ²	1. 1 m ²
機 能 訓 練 室	1	102. 84 m ²	医療と共に用
一般浴室・機械浴室	1	35. 11 m ²	

（注）食堂の指定基準は、1人あたり1m²以上

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員 数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者 指定基準		
		常 勤		非 常 勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
医 師	2		2			1. 2	1. 125		
介護支援専門員	1	1				1. 0	1		
看 護 職 員	15	11		4		14. 2	9		
介 護 職 員	9	9				9. 0	10. 8		
薬 剤 師	1		1			0. 5	0. 4		
管 理 栄 養 士	1		1			1. 0	1		
理 学 療 法 士	1	1				1			

7 職員の勤務体制

従業者の種類	勤務体制
医師	8:30～17:30
介護支援専門員	看護師が兼務します。
看護職員	<ul style="list-style-type: none">・早出（7:30～16:30）　遅出（10:00～19:00）　　日勤（8:30～17:30）・昼間（8:30～17:30）は、原則として職員1名あたり入所者6名のお世話をします。
介護職員	<ul style="list-style-type: none">・早出（7:30～16:30）　遅出（10:00～19:00）　　日勤（8:30～17:30）・昼間（8:30～17:30）は、原則として職員1名あたり入所者5名のお世話をします。
薬剤師	8:30～17:30
管理栄養士	8:30～17:30
理学療法士	8:30～17:30

8 職員の職務内容

(1) 管理者

- ・施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師

- ・入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。
- ・宿直の医師は置かないが、入所者の病状が急変した場合は、併設する病院の当直医が速やかに診察を行う。

(3) 薬剤師

- ・入所者の薬剤管理及び、服薬指導を行う。

(4) 看護職員

- ・医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じて看護の提供に当たる。

(5) 介護職員

- ・入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 管理栄養士

- ・食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養マネジメント等を行う。

(7) 介護支援専門員

- ・施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。
- ・入所者及びその家族との連絡調整を行う。
- ・関係市町村及び他の保健医療・福祉サービスとの連携・調整を行う。

(8) 理学療法士

- ・医師等その他の職種のものと、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

- (9) 診療放射線技師
 - ・ 医師の指示を受けて入所者のレントゲン検査、CT検査を行う。
- (10) 臨床検査技師
 - ・ 採取した検体（身体組織）の検査を行う。一部外部委託あり。
 - ・ 心電図検査のように医療機器を使っての検査を行う。
- (11) 事務職員
 - ・ 庶務全般に関することを行う。
 - ・ 介護報酬の請求に関するを行う。

9 ご提供するサービスと利用料金

- (1) 介護保険の対象となるサービス（介護医療院サービス・診療など）

入所者ごとに最適な入所ケアの方針や施設サービス計画を立案し、これらに基づき各種サービスをご提供します。施設サービス計画は、入所時に主治医と担当職員が共同で入所者とご家族にご説明します。通常、食事を除くサービス費用の9割又は8割又は7割が介護保険から給付されますので、入所者のご負担はかかった費用の1割又は2割又は3割です。
- (2) 介護保険の対象とならないサービス（日常生活費・食費・居住費など）

次の表のサービスは、入所者の希望でご提供します。これらは介護保険では給付されないため、利用料金の全額が入所者のご負担となります。おむつ代は介護保険の対象となり、ご負担の必要はありません。

サービス	利用料			
個室等の室料（321号室）	個室：1日当たり 3,300円			
テレビリース代（1日当たり）	99円			
病衣代	1日当たり 77円			
洗濯代（洗濯物1つ当たり）	タオルケット 660円 バスタオル 220円 下着 110円 着物 440円 タオル 30円 上着 275円 ズボン 275円 毛布 660円			
日常生活に要するもので、患者本人に負担いただくことが適当であるもの（歯ブラシなど）	実費			
ご自分のために購入を希望される嗜好品や新聞、図書など	実費			
低所得者以外の食費代（1食当たり）	610円			
低所得者以外の居住費代（多床室）（1日当たり）	437円			
低所得者以外の居住費代（従来型個室）（1日当たり）	1,728円			
低所得者の食費代（1食当たり）第1～3段階	200円～433円			
低所得者の居住費代（多床室）（1日当たり）第1～3段階	0円～430円			
低所得者の居住費代（従来型個室）（1日当たり）第1～3段階	550円～1,370円			

(3) サービス利用料金（入所者負担金）

お支払いいただくサービス利用料金は、要介護度に応じて決まる介護医療院サービス費の自己負担額、療養指導やリハビリなどの特定診療費の自己負担額、食費、居住費、そしてテレビリース代などの日常生活費等の各費用を合計した金額です。

入所時、「入所サービス利用に関する同意書」でお支払いただく利用料金の概算月額をご説明します。

ちなみに施設サービス費の自己負担と食事、居住費の自己負担を合せた平均的な利用料金の月額（低所得者以外の入所者で多床室と個室での入所）は、次の通りとなります。

介護保険入所費一覧（多床室 30日で計算した場合） 1割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和6年8月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	805	914	1,148	1,248	1,338
夜間勤務等看護(IV)	7	7	7	7	7
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6	6	6	6
科学的介護推進体制加算(I)	40	40	40	40	40
感染対策指導管理	6	6	6	6	6
褥瘡対策指導管理	0	0	6	6	6
小計	25,920	29,190	36,390	39,390	42,090
介護職員待遇改善加算Ⅲ	389	438	546	591	631
①小計	26,309	29,628	36,936	39,981	42,721
②食費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居住費(多床室)	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110
合計(①+②+③)	94,319	97,638	104,946	107,991	110,731

介護保険入所費一覧（個室 30日で計算した場合）

1割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和6年8月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	694	804	1,039	1,138	1,228
夜間勤務等看護(IV)	7	7	7	7	7
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6	6	6	6
科学的介護推進体制加算(I)	40	40	40	40	40
感染対策指導管理	6	6	6	6	6
褥瘡対策指導管理	0	0	6	6	6
小計	22,590	25,890	33,120	36,090	38,790
介護職員待遇改善加算Ⅲ	339	388	497	541	582
①小計	22,929	26,278	33,617	36,631	39,372
②食費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居住費(個室)	51,840	51,840	51,840	51,840	51,840
合計(①+②+③)	129,669	133,018	140,357	143,371	146,112

初期加算（入所日から30日以内の期間、1日つき） 30単位

療養食加算（1日に3回限度） 6単位

理学療法(Ⅱ)（1日につき） 73単位又は51単位

外泊（月6日限度） 362単位

他医療機関において診療が行われた場合（月4日限度） 362単位

退所時情報提供加算として500単位請求いたします。

介護保険入所費一覧（多床室 30日で計算した場合） 2割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和6年8月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	1,610	1,828	2,296	2,496	2,676
夜間勤務等看護(IV)	14	14	14	14	14
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	12	12	12	12
科学的介護推進体制加算(I)	80	80	80	80	80
感染対策指導管理	12	12	12	12	12
褥瘡対策指導管理	0	0	12	12	12
小計	51,840	58,380	72,780	78,780	84,180
介護職員待遇改善加算Ⅲ	778	876	1,092	1,182	1,263
①小計	52,618	59,256	73,872	79,962	85,443
②食費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居住費(多床室)	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110
合計(①+②+③)	120,628	127,266	141,882	147,972	153,453

介護保険入所費一覧（個室 30日で計算した場合） 2割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和6年8月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	1,388	1,608	2,078	2,276	2,456
夜間勤務等看護(IV)	14	14	14	14	14
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	12	12	12	12
科学的介護推進体制加算(I)	80	80	80	80	80
感染対策指導管理	12	12	12	12	12
褥瘡対策指導管理	0	0	12	12	12
小計	45,180	51,780	66,240	72,180	77,580
介護職員待遇改善加算Ⅲ	678	777	994	1,083	1,164
①小計	45,858	52,557	67,234	73,263	78,744
②食費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居住費(個室)	54,810	51,840	51,840	51,840	51,840
合計(①+②+③)	155,568	159,297	173,974	180,003	185,484

初期加算（入所日から30日以内の期間、1日つき） 30単位

療養食加算（1日に3回限度） 6単位

理学療法(Ⅱ)（1日につき） 73単位又は51単位

外泊（月6日限度） 362単位

他医療機関において診療が行われた場合（月4日限度） 362単位

退所時情報提供加算として500単位請求いたします。

介護保険入所費一覧（多床室 30日で計算した場合） 3割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和6年8月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	2,415	2,742	3,444	3,744	4,014
夜間勤務等看護(IV)	21	21	21	21	21
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	18	18	18	18	18
科学的介護推進体制加算(I)	120	120	120	120	120
感染対策指導管理	18	18	18	18	18
褥瘡対策指導管理	0	0	18	18	18
小計	77,760	87,570	109,170	118,170	126,270
介護職員待遇改善加算Ⅲ	1,166	1,314	1,638	1,773	1,894
①小計	78,926	88,884	110,808	119,943	128,164
②食費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居住費(多床室)	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110
合計(①+②+③)	146,936	156,894	178,818	187,953	196,174

介護保険入所費一覧（個室 30日で計算した場合） 3割負担の場合

※ 負担軽減がない場合

令和6年8月

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
I型介護医療院サービス費(Ⅲ)	2,082	2,412	3,117	3,414	3,684
夜間勤務等看護(IV)	21	21	21	21	21
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	18	18	18	18	18
科学的介護推進体制加算(I)	120	120	120	120	120
感染対策指導管理	18	18	18	18	18
褥瘡対策指導管理	0	0	18	18	18
小計	67,770	77,670	99,360	108,270	116,370
介護職員待遇改善加算Ⅲ	1,017	1,165	1,490	1,624	1,746
①小計	68,787	78,835	100,850	109,894	118,116
②食費	54,900	54,900	54,900	54,900	54,900
③居住費(個室)	51,840	51,840	51,840	51,840	51,840
合計(①+②+③)	175,527	185,575	207,590	216,634	224,856

初期加算（入所日から30日以内の期間、1日つき） 30単位

療養食加算（1日に3回限度） 6単位

理学療法(Ⅱ)（1日につき） 73単位又は51単位

外泊（月6日限度） 362単位

他医療機関において診療が行われた場合（月4日限度） 362単位

退所時情報提供加算として500単位請求いたします。

10 支払いについて

サービス利用料金は1か月ごとに計算し、毎月10～15日に前月分の入所に係る金額をご請求させていただきます。月末までに病院受付窓口に現金でお支払い下さい。1か月未満のサービス利用の場合、サービス利用料金は利用日数に基づいて計算します。

11 施設の利用に当たっての留意事項

従業者の指示に従うこと

けんか、口論などで他の入所者に迷惑を及ぼすような行動はしない事

施設又は備品の破損及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと

施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害するような行動はしない事

飲酒・喫煙は施設内及び敷地内も禁止

診察やケアを行っている時には、動画撮影や録音はご遠慮ください。

12 入所中の食事について

食事は施設サービスの中でも重要なもののひとつです。当施設では常勤の管理栄養士が作る献立を用い、栄養ならびに入所者の心身の状態や病状、好みを考慮した適温の食事を、朝食は8時、昼食は12時、夕食は18時以降の各時刻にご提供します。また食事療養が必要な方には、治療食をご提供します。このほか給食委員会を設け、食事内容や調理法などの検討を継続的に行ってています。

13 事故発生時の対応

事故発生時は患者の生命保持を第一に対処し、主治医、当直医、病棟責任者（各主任）へ報告する。その後、看護部長、院長、事務長へと報告すると共に、適切な対応がなされたかを確認します。

事故発生後は、患者及び家族へ主治医より事故状況、その後の治療内容と必要性、看護について説明します。

14 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

非常災害に備え、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な

訓練等を行っています。

15 個人及び家族の情報について

居宅介護サービスを受けるために必要な個人及び家族の情報を居宅介護支援事業者及び居宅介護サービス事業者に提供することができます。

16 虐待防止の禁止

入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業員に対する研修の実施、入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備、虐待防止のための必要な措置、介護医療院サービス提供中に当該施設従事者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

17 身体拘束の禁止

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、入所者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

緊急やむを得ない場合

- ・入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

18 苦情や疑問、不明な点などの受付について

当施設のサービスについて、苦情や疑問、不明な点などがございましたら、お気軽にお申しつけ、ご相談ください。苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。お寄せになられた苦情等は、3階の施設を担当する看護主任を中心に調査、改善に努めます。

- | | |
|---------|-------------------------|
| ○苦情受付窓口 | 1階受付または介護支援専門員、3階病棟看護主任 |
| ○受付時間 | 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30 |

また、下記の機関にも申立てすることができます。

苦情受付機関

担当部署	住 所	連絡先
萩市介護保険課	〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地	0838-25-3368
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課	〒753-8520 山口県山口市朝田1980番地7	083-995-1010

※ 土日祝日を除く